# 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
五建工業株式会社	東京都千代田区内神田1-16-3

### 2 指名停止措置期間

令和6年5月24日~令和6年8月23日(3ヵ月)

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

## 4 事実概要

五建工業株式会社の使用人は、令和2年5~6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。入札情報の提供を受けた見返りとして自宅改修工事費約17万円を負担した。

## 5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領> 別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正	当該認定をした日から
又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適	1カ月以上9カ月以内
当であると認められるとき。	